

京都府民総合体育大会開催基準要綱

平成	元年	6月14日	
平成	2年	10月30日	一部改正
平成	7年	3月29日	一部改正
平成	12年	2月15日	一部改正
平成	16年	3月17日	一部改正
平成	17年	3月30日	一部改正
平成	18年	3月30日	一部改正
平成	18年	12月25日	一部改正
平成	24年	4月1日	一部改正
平成	26年	4月1日	一部改正
平成	27年	4月1日	一部改正
平成	27年	7月31日	一部改正
平成	28年	4月1日	一部改正
平成	31年	4月1日	一部改正
令和	2年	4月1日	一部改正
令和	3年	4月1日	一部改正
令和	4年	4月1日	一部改正
令和	5年	4月1日	一部改正
令和	6年	4月1日	一部改正
京 都 府 教 育 委 員 会			

1 総 則

京都府民総合体育大会(以下「大会」という)の開催は、この開催基準要綱の定めるところによる。

2 趣 旨

大会は、府民の誰もが様々な形で集い、競技し、交流することにより、府民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とする。

3 主催者

大会の主催者は、京都府、京都府教育委員会及び公益財団法人京都府スポーツ協会とし、開催市町村(教育委員会を含む。以下同じ)、主管競技団体等大会開催に必要な団体を加えることができる。

4 開催の基本方針

(1) 大会は、毎年開催する。

(2) 大会は、競技スポーツ部門、交流スポーツ部門、府民個人参加部門及びマスターズ部門の4部門で構成する。

ア 競技スポーツ部門は、市町村対抗競技大会及び種目別競技大会で構成し、さらに市町村対抗競技大会は、原則として次の2大会で構成する。

(ア) 各市町村代表選手を決定する市町村予選会

(イ) 各市町村代表選手による対抗競技であって、市町村の総合成績を競う府大会

イ 交流スポーツ部門は、種目別交流大会で構成する。

ウ 府民個人参加部門は、各種の府民参加型イベントで構成する。

エ マスターズ部門は、市町村交流マスターズ大会及び種目別交流マスターズ大会で構成する。

(3) 競技スポーツ部門の実施競技並びに交流スポーツ部門、府民個人参加部門及びマスターズ部門の実施内容については、別に定める。

5 表 彰

(1) 競技スポーツ部門のうち市町村対抗競技大会

- ア 総合成績第1位の市町村に、知事杯を授与する。
- イ 総合成績第1位の町村に、会長杯を授与する。
- ウ 総合成績第1位から第8位までの市町村に、それぞれ表彰状を授与する。
- エ 各競技第1位から第8位までの市町村に、それぞれ表彰状を授与する。
- オ 総合成績の決定方法は、別に定める。

(2) 競技スポーツ部門のうち種目別競技大会、交流スポーツ部門、府民個人参加部門及びマスタース部門における表彰については、実施競技及び実施内容ごとに別に定める。

6 参加資格等

原則として京都府に在住又は在勤する者であること。ただし、次の各号に掲げる部門の大会及びイベントの参加資格等については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 競技スポーツ部門のうち市町村対抗競技大会

ア 大会開催年の4月1日に12歳以上(中学1年生)で、同年4月30日以前から大会参加時まで京都府に在住又は在勤する者であること。「ふるさと」(卒業した小学校の所在地)での出場についても、同様とする。ただし、「大学生等」(4年制大学、短期大学または高等専門学校の第4・5学年に在籍する者をいう。)、「高校生」及び「中学生」の在住については、別に定める。

イ 監督及び選手は、良好な健康状態を保ち、市町村体育団体長及び市町村の教育委員会教育長(京都市は文化市民局長、スポーツ所管が首長部局の場合は、当該市町村長)が代表と認めた者であること。ただし、市町村に、市町村体育・スポーツ団体に加盟する競技団体がある競技については、当該競技団体によって推薦された者であることとする。

ウ 監督及び選手の所属する市町村は、居住地、勤務地、「ふるさと」のいずれかとする。ただし、「大学生等」については、現居住地又は中学校若しくは高等学校卒業時まで住所を定めていた市町村から出場することができる。また、「高校生」は中学校卒業時まで定めていた住所または居住地とする。「中学生」は居住地のみとする。なお、前年の大会と異なる市町村から出場できるのは、転居・転勤(職)又は就職の場合のみとする。なお、「ふるさと」での出場についてはこの限りではない。

エ 「ふるさと」での出場は、卒業した小学校の所在地を出場根拠とし、事前に登録届けを市町村体育・スポーツ団体、当該競技団体、公益財団法人京都府スポーツ協会に提出した者のみ認める。

オ 「大学生等」、「高校生」及び「中学生」の参加人数は、所属市町村の各競技エントリー可能人数の4分の1以内とする。また、参加年齢・参加人数に制限を設ける競技は、競技別要項に従うこと。

カ 府大会への参加については、原則として市町村予選会参加者であることを条件とする。

キ 選手の参加は、原則として1人2競技まで出場できるものとする。ただし、回を同じくする大会において、複数の市町村から参加することができない。

(2) 競技スポーツ部門のうち種目別競技大会、交流スポーツ部門、府民個人参加部門及びマスタース部門における大会及びイベントの参加資格については、実施競技及び実施内容ごとに別に定める。

7 参加資格違反に関する対応

故意又は過失による参加資格違反については、次のとおり対応する。

(1) 参加及び成績等

ア 競技会期間中

(ア) 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させる。

また、当該競技者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。

(イ) 成績が発生している場合は、当該競技者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

イ 競技会終了後

(ア) 当該大会における当該競技者・チームの成績は抹消した上で、改めて全市町村の全成績を見直すものとする。

(2) 競技順位・得点及び参加得点

ア 上記に定める違反が確定し、当該競技者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。

イ 前項の措置により、当該市町村からの競技者・チームの競技会参加（市町村予選会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。

8 大会役員編成基準

名誉会長	京都府知事
会長	公益財団法人京都府スポーツ協会会長
副会長	京都府副知事 京都府教育委員会教育長 公益財団法人京都府スポーツ協会副会長
顧問	京都府市長会会長 京都府町村会会長 京都府市町村教育委員会連合会会長 京都市長 京都市教育長 参加市町村長
参与	京都府文化生活部部长 京都府文化生活部副部长 京都府文化生活部スポーツ振興課長 京都府教育庁教育次長 京都府教育庁指導部長 京都府教育庁指導部保健体育課長 公益財団法人京都府スポーツ協会専務理事 公益財団法人京都府スポーツ協会理事 公益財団法人京都府スポーツ協会監事 参加市町村教育委員会教育長（京都市除く） 公益財団法人京都府スポーツ協会加盟市町村体育団体長 主管(運営協力)競技団体長
委員長	公益財団法人京都府スポーツ協会普及委員会委員長
副委員長	公益財団法人京都府スポーツ協会普及委員会副委員長
委員	公益財団法人京都府スポーツ協会普及委員会委員

9 競技会等役員編成基準

実施競技及び実施内容ごとに別に定める。

10 その他

(1) 大会の実施要項は、毎年、別に定める。

(2) 大会開催期間中の運営に関して検討を要する事項は、京都府教育委員会、公益財団法人京都府スポーツ協会その他の関係団体が協議し、処理する。